生担保権（以下「船舶更生担保権」という。）については、別表10－２「存続する担保権一覧表（船舶）」の「担保権の目的物の表示」欄記載の本件船舶を、原則として、現行傭船契約終了後に、後記⑵の定めに従い売却する。

イ　売却手取額の弁済

管財人は、本件船舶を売却したときは、本件船舶の売却代金（以下「本件売却代金」という。）から、後記⑶に定める本件船舶の売却に必要となる諸経費及び船舶売却代金更生協力金（以下「諸経費及び船舶売却代金更生協力金」という。）を控除した残金（以下「売却手取額」という。）を弁済する。

ウ　暫定売却手取額に係る預金への担保変換

管財人は、諸経費及び船舶売却代金更生協力金の確定には、本件船舶の引き渡し後、一定の期間を要することから、本件船舶を売却したときは、前記イの定めに関わらず、暫定的な処置として、船舶更生担保権について、本件売却代金から、本件船舶の引渡時において判明している諸経費及び船舶売却代金更生協力金（以下「暫定諸経費及び暫定船舶売却代金更生協力金」という。）を控除した残金（以下「暫定売却手取額」という。）に係る預金質権に変換する。

エ　仮弁済

管財人は、後記⑸の定めに従い、更生計画認可決定確定日又は後記⑵以下の定めに従い本件船舶を売却し暫定売却手取額が確定した日のいずれか遅い日から１か月以内に、暫定売却手取額の５割に相当する額について、仮弁済を実施する。

オ　本弁済

管財人は、諸経費及び船舶売却代金更生協力金が確定したときは、後記⑹の定めに従い、売却手取額から仮弁済額を控除した額について、本弁済を実施する。

⑵　本件船舶の売却

ア　原則

管財人は、現行傭船契約終了後、裁判所の許可を得て、本件船舶を売却する。管財人は、本件船舶の売却にあたり、広く買主候補を募り適正な競争環境を確保して売却価格が公正・妥当なものとなるよう売却手続を進めるべく、原則として、フィナンシャル・アドバイザーである株式会社新生銀行及び（又は）ブローカー数社に買主候補の探索を依頼し、かつ、入札形式により本件船舶を売却する。ただし、管財人は、売却価格の公正性・妥当性が確保できると管財人において判断した場合には、裁判所の許可を得て、入札形式以外の相当な方法により本件船舶を売却することができる。なお、管財人が本件船舶を売却するときの条件は、原則として、検船時の現状有姿による売買とし、売主である管財人は瑕疵担保責任を一切負わない。

管財人は、本件船舶を売却するに当たり、本件船舶の更生担保権者（以下「船舶更生担保権者」という。）の同意を得る。

イ　現行傭船契約の更新等の場合の措置

管財人が本章第１節第１、２⑴イの定めに従い現行傭船契約を更新等したときは、前記アの定めに基づく売却は、更新等傭船契約終了時の本件船舶の売却に準用し、それ以後の更新等傭船契約についても同様とする。

ただし、更新等傭船契約の契約期間にかかわらず、更生計画認可決定日から18年が経過したときも、前記アに基づき売却をする。

ウ　現行傭船契約継続中に行う売却の特則

管財人は、船舶更生担保権者及び傭船者の同意を得て、現行傭船契約又は更新等傭船契約の継続中に本件船舶を売却することができる。傭船契約の継続中に本件船舶を売却する場合も、前記アの定めに従うものとする。

⑶　諸経費及び船舶売却代金更生協力金

売却手取額を算出するに際して、本件売却代金から控除する諸経費及び船舶売却代金更生協力金は、以下のとおりとする。船舶売却代金更生協力金については、船舶更生担保権者と管財人が別途協議し、裁判所の許可を得て定める。

①　諸経費

以下に列挙する本件船舶の売却に伴い更生会社の負担する諸経費

・ブローカーフィー、フィナンシャル・アドバイザーフィー
・更生会社負担の登記・登録手続費用（日本国外で発生するものを含む。）
・消費税その他本件船舶の売却に関し更生会社に課税される公租公課（日本国外で発生するものを含む。）
・その他、更生会社の負担となる本件船舶の売却に伴う諸経費相当額

②　船舶売却代金更生協力金

更生会社の運転資金、更生債権者に対する弁済金、清算費用等の更生会社の事業遂行及び本件更生手続の管財業務遂行に合理的に必要な費用

⑷　担保変換

ア　暫定売却手取額の確定

管財人は、管財人が本件船舶を売却した場合、本件売却代金から、以下の暫定諸経費及び暫定船舶売却代金更生協力金を控除した残額である暫定売却手取額に係る預金について、後記イの定めに従い預金質権を設定する。

①　暫定諸経費

諸経費のうち、本件船舶の引渡時において判明しているもの。

②　暫定船舶売却代金更生協力金

船舶売却代金更生協力金のうち、本件船舶の引渡時において判明しているもの。

暫定船舶売却代金更生協力金については、船舶更生担保権者と管財人が別途協議し、裁判所の許可を得て定める。

イ　預金質権の設定（担保変換）

管財人は、本件売却代金全額を受領した日から７日以内に、暫定売却手取額を適切な金融機関に預金し、当該預金の元本払戻請求権を目的とし、本件船舶に係る更生担保権のうち後記⑸及び⑹の定めに従い弁済を受けることとなる更生担保権並びに後記⑹ウの定めに従い弁済を受けることとなる一般更生債権を被担保債権とする質権を裁判所の許可を得て設定する。なお、預金の利息金については管財人が支払を受ける。

⑸　仮弁済

ア　仮弁済額の確定

管財人は、船舶確定更生担保権について、一部弁済として、更生計画認可決定確定日又は前記⑵以下の定めに従い本件船舶を売却し暫定売却手取額が確定した日のいずれか遅い日から１か月以内に、暫定売却手取額の５割に相当する額を支払う（以下、本項に基づく弁済を「仮弁済」といい、その弁済額を「仮弁済額」という。）。ただし、仮弁済額が確定更生担保権額を超過する場合、仮弁済として確定更生担保権額を支払う。